

平成 30 年度 第 3 回新潟市消費生活審議会

日時： 平成 31 年 1 月 31 日（木）午後 1:30～

会場： 新潟市消費生活センター研修室

（事務局：日根課長）

それでは、皆様お揃いになりましたので、ただいまから平成 30 年度第 3 回消費生活審議会を開催します。

本日の司会を務めさせていただきます市民生活課長の日根と申します。よろしくお願いいたします。

（事務局：日根課長）

初めに、市民生活部長の野島よりご挨拶を申し上げます。

（事務局：野島部長）

本日は大変お忙しいところ、第 3 回消費生活審議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、日ごろより新潟市政の運営につきまして、皆様方様々なお立場でご理解とご協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、先回 12 月の第 2 回の会議では、「新潟市消費生活推進計画・消費者教育推進計画（二次改定）」について、中間取りまとめをしていただきました。その中間取りまとめの改定案につきまして、1 月 10 日までパブリックコメントを行い市民の皆様からご意見を頂戴しました。本日はその結果などをお伝えしますので、それを基にして答申をまとめていただく予定でございます。

今後は、いただきました答申を事務局で最後の仕上げをして、来年度になりますが、4 月から新しい改定計画をスタートさせることとなります。事務局でも、よりよい計画の策定を目指して、今後、最終的な作業に取り掛かかりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はよろしくご審議をお願いします。

（事務局：日根課長）

昨年 4 月に新たに委員に選任されました逸見東子副委員長が、本日初めての出席となりますので、ご紹介させていただきます。逸見東子委員です。

（逸見副委員長）

光晴中学校の校長をしております逸見と申します。担当教科は技術家庭科の家庭科分野でして、特に昨今の 18 歳成人ということに関わりまして、消費者教育を進めてくださいということを教科の担当指導主事、あるいは文科省の担当の調査官からもご指導いただいて

いるところですが、実際に買い物で契約を取り消すことができなくなったときに、どういうふうに真剣に考えて、その買物やサービスの契約ができるかはとても大事なところですので、本当に皆様からご意見いただきまして、学校や教科担当に持ち帰って、様々な場面で指導に生かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：日根課長)

ありがとうございました。本日の会議ですが、委員 13 名中 9 名の方が出席です。お手元の座席表に高取委員の名前が載っておりますが、本日は急遽欠席となりましたので、9 名の方が出席となります。規則により会議が成立していることを報告申し上げますと共に、本日の会議は公開とし、あわせて会議録作成のために、録音と撮影をさせていただきますことを了承いただきたいと思っております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議事の進行を澤田委員長にお願いいたします。

(澤田委員長)

本日は、今年度第 3 回目ということですが、新年を迎えてから最初になると思っております。改めまして今年もどうぞよろしくお願いいたします。

(出席者)

よろしくお願いいたします。

(澤田委員長)

前回までの皆様方の議論と、パブリックコメント手続きの実施結果などを踏まえ、本日は最終答申の取りまとめを行っていただきます。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。

はじめに議事(1)ですが、そのうちの①「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画(二次改定計画)」(案)のパブリックコメント手続きの実施結果につきまして事務局から説明願います。

(事務局：小柳所長)

所長の小柳です。よろしくお願いいたします。それでは着座のまま説明させていただきます。資料は、右肩に「資料 1」と書いてあります横 A 4 のものになります。ご覧いただきたいと思っております。

先ほど部長からも少し説明させていただきましたが、パブリックコメントの募集期間としては、12 月 12 日から 1 月 10 日までの 30 日間募集をさせていただきました。募集の手段は、市報、市のホームページにより、ご案内をさせていただきました。また、資料の閲覧場所として、ホームページの閲覧、市政情報室、市民生活課、消費生活センター、各区の地域課又は地域総務課及び出張所、ほんぽーと(中央図書館)です。

パブコメの方法と場所は、皆様にメール等でご案内させていただいたところですので、既にご存知かと思いますが、説明させていただきました。

今回寄せられた意見です。提出者は1名、窓口に提出をいただきました。意見内容としては、後ほど説明をさせていただきますが、9件でした。

計画は章立てになっていますので、章ごとに何件あるかを確認させていただきました。1章から6章まで、これも後ほど説明しますが、パブリックコメントには該当しないと思われる意見も入っていましたので、それもその他として掲載しています。

全体として、提出された意見に対して、市の考え方としてパブリックコメントの回答を用意させていただき、今後公表させていただこうと思っています。それが2ページ目以降の内容でございます。左側に番号、意見の該当箇所、計画の記述箇所、意見の概要、件数、市の考え方（案）です。結果として、計画を修正するかしないか「あり・なし」を記載しています。

順番に申し上げますと、1つ目は1章ですが、計画の記述の中で、資料編にまとめた条例文を計画策定の経緯のところに持ってきたらどうかという意見です。市の考え方としては、「修正なし」とさせていただきますが、計画の表記に必要な条例の該当部分、例えば9ページの「基本理念」とかは該当条文を（抄）にして抜き出して記載しています。全体の条例文は、資料にまとめたほうがよいと考えました。

2つ目、第2章に消費者を取り巻く状況の変化という記述があります。計画の記述は、文字で説明をしているところですが、いただいたご意見は、資料編に入っている資料をそれぞれ記載の後に入れたらどうかというものでした。記述・まとめ方の問題だと思うのですが、記述は特徴的な事項を簡潔に記載し、グラフや表は資料にまとめたほうが良いという判断で資料編にまとめ統一を図ったところです。

3番目ですが、第2章「消費者を取り巻く状況の変化」というところで、「5一次改定計画の取組状況と評価」の記載あり、【重点課題の目標】で、取組2は「情報提供の拡大」と「ポータルサイトの充実」の2つの項目に分けていましたので、取組2（その1）、（その2）としたほうがわかりやすいと思い、修正を加えさせていただきます。

同じく、取組3について、取組状況では「検討中」と書かせてもらっているのですが、評価で「達成」とあるので、30年度までに達成できると理解してよいのかと、消費者安全確保地域協議会の在り方については、一次改訂の計画策定段階から、「方向性を明確にする」ということが目標値になっていました。私どもとすると、「構築する」ということで方向性を定めましたので、達成しています。また、皆様にもご議論いただいた二次改定計画では、「構築していきます」と書かせてもらっていますので、後ほど同じような意見が出て来るのですが、「修正なし」とさせていただきます。

次に、4番目です。第4章「計画の課題と施策の体系」となっていて、以下、課題と施策を取り上げていますが、ご意見としては「なになににします。」という書き方が多いが実際に行われているのか、また、人員は足りているのか、という意見です。計画の施策を推進する所管課を右側の欄に示しています。担当課の方で、担当部署の人員の中で事務事業が行われていますし、各年度の施策の実施状況は、こちらの審議会に全て報告しています。

結果をホームページにも掲載し、情報公開・情報発信しています。そのような形で回答を考えているところです。

次に、5番目です。3番目の意見と同じような意見ですが、「消費者安全確保地域協議は構築されているのか」という質問とも取れる意見です。二次改定計画では、「構築します」としてありますので、今後「構築します」という回答を今考えています。

次に、6番目として、第4章の同じ施策の展開として、課題VI「環境に優しい消費生活の推進」で、施策18番の省資源・省エネルギーの推進ですが、「新潟市温暖化対策実行計画」という記載があり、これが策定されているのかという意見というよりも質問とも取れる意見です。担当課に確認したところ、「策定されています」という回答がありましたが、計画の内容説明がないものですから、用語解説の欄にこの計画の内容を記載することとし、この部分については「修正あり」としました。

めくっていただいて、パブリックコメントの対象ではないと思われる意見です。その他として2つほど回答案を考えました。資料編の中に、条例が資料として載せてありますが、その条例の内容についての質問です。

1つが、消費生活条例第25条に公益的事業者と規定されているが、「その範囲は」という質問です。条例第25条第3項に「第1項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める」とあり、同条例施行規則第4条第5項で、「消費新潟市生活条例第25条第3項に規定する規則で定める公益的事業者の範囲は道路運送法第3条第1項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者とする。ただし、同法9条第4項に規定による国土交通省令に基づき設置した新潟市地域公共交通会議で協議する事業者を除くことができる。」と定めています。市内の定期運行バス事業者が該当します。但し書きについては、新潟市地域公共交通協議会で審議されている事業者は除外しますということです。区バスとか一部その地域だけで運行しているバス運行が該当しますので、思い浮かべていただければよろしいかと思えます。

同じく、条例第26条に「くらしのレポーター」についての規定がありますが、「どこに置かれているのか」という質問でした。くらしのレポーターについては、条例の規定を受けて「新潟市くらしのレポーター設置要綱」があり、同要綱第8条の規定によりレポーターの事務は私ども消費生活センターで処理しています。毎年市民の中から適当と認められる方をレポーターとして委嘱し、価格調査の結果を報告頂いています。

以上が、パブリックコメントに対する市民の方からの意見と私ども新潟市で考えている回答案ということになります。私からの説明は以上でございます。

(澤田委員長)

ただ今、事務局から説明のありました議事(1)のうち、①「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画(二次改定)」計画案のパブリックコメントの手続きの実施結果について、委員の皆様から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

パブリックコメントを実施しても、コメントがゼロという事案は結構あります。情報公開のためのシステムであって何かやりきれないと思うのですが、このご時世では何せそう

いうことになっているものですから、「コメントなし」という結果があっても仕方ないこと
のようです。今回、9個も意見があったということで、市民の方々の関心の高さを伺わせ
るのかと思います。

計画案のパブリックコメント手続きの実施結果について、委員の皆様から何かご質問、
ご意見ございませんでしょうか。

(各委員)

ー特に意見なしー

(事務局：小柳所長)

私から、説明を失念してしまいました。補足してよろしいでしょうか。

(澤田委員長)

はい。どうぞ。

(事務局：小柳所長)

パブリックコメントの意見で、計画の記載内容を修正するところの説明を失念してしま
した。配付の「資料2」の別紙「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（二
次改定）」（案）で、説明をさせていただきます。7ページをお開きいただけますでしょ
うか。

「取組2」のところをカッコ書きで、（その1）、（その2）と記載させていただきました。
これが1カ所になります。

それから、同じく25ページになりますが、施策の18「省資源・省エネルギーの推進」と
いうところです。「新潟市地球温暖化対策実行計画」というところに、記号のアスタリスク
36を付けて、飛びますが65ページ、アスタリスク36の欄に「新潟市地球温暖化対策実行
計画」とし、先ほどお話をさせていただいた計画の内容説明を加えました。

(澤田委員長)

ただ今のことも踏まえ、ご意見ご質問はありませんか。

(事務局：小柳所長)

すみません、もう2つですけれど。

(澤田委員長)

事務局どうぞ。

(事務局：小柳所長)

手戻りになります。同じく 31 ページに、これは意見ではなくて、中間報告を取りまとめでいただく際に、下の 2 段、パブリックコメントの期間と今日の審議会の日程が入っていませんでしたので、ここはきちんとその日程を付け加えさせていただきました。更に、34 ページにパブリックコメントの結果として、今ご説明した内容を記載させていただきました。私からは以上でございます。

(澤田委員長)

では、今の説明も踏まえて、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

(各委員)

—特に意見なし—

(澤田委員長)

よろしいですか。ご質問・意見がなければ、次に議題（1）のうち②「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の二次改定についての答申書（案）について、事務局から説明願います。

(事務局：小柳所長)

それでは、私から説明させていただきます。着座のまま、失礼します。答申書は、「資料 2」委員長から市長あての案文 1 枚と、別紙「新潟市新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（二次改定）」（案）がセットになって、委員長から答申をいただく形を考えています。

では、「資料 2」委員長から市長あて案文を読ませていただきます。日付は今日付けで取りまとめでいただきます。私どもが 7 月 26 日に部長から委員長に手渡しさせていただいた諮問を受けて、委員の方々から本日まで 3 回の会議を開催し、議論していただきましたという内容です。更に、今説明をさせていただいた市民意見反映のためのパブリックコメントの結果を踏まえ、慎重に議論を重ねた結果、示された計画案について今まで若干の修正を加えてきましたので、計画の内容はこれを適当と認めますということで、書かせていただいています。なお、引き続き計画に沿った施策や事業を着実に進め、消費者行政の推進に取り組まれることを期待しますと結んでいます。

事務局が考えた案ですが、皆様どうか忌憚のないご意見いただきたいと思います。私からの説明は以上でございます。

(澤田委員長)

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明にご質問やご意見はありませんでしょうか。どうでしょうか、ご遠慮なく。この案でよろしいでしょうか。

(各委員)

－特に意見なし－

(澤田委員長)

ご意見がないようでしたら、了承いただけたということで、次に議題2その他に移ります。事務局で何か用意されている案件はありますでしょうか。

(事務局：小柳所長)

特にございません。

(澤田委員長)

ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終わりたいと思います。皆様のご協力のおかげで、本日無事に最終答申（案）をまとめることができました。ありがとうございました。それでは進行役を事務局にお返しします。

(事務局：日根課長)

澤田委員長ありがとうございました。本日は答申（案）を取りまとめていただき、委員の皆様には7月26日の第1回目から本日の第3回目までご熱心にご審議いただきまして、大変ありがとうございました。答申書につきましては、今後、委員長と事務局で手続きを進めさせていただきます。ありがとうございました。

(終了)